

| 意見番号 | 文書名 | 頁番号 | 項目 | 意見 | 回答案 | 仕様書修正有無 | 修正内容 |
|------|--------|------|-----|---|--|---------|---|
| 1 | 仕様書(案) | 6 | | (2)契約一覧表示 機能について 契約管理番号はPMSまたは他システムで付番され、新知財システムは他システム連携を通じて取得する理解でよいでしょうか。 | 契約管理番号はPMSで付番され、システム連携を通じて取得します。 | 無 | |
| 2 | 仕様書(案) | 7 | | (4)知財様式入力 機能について PMSの登録情報を活用し、入力の負担を下げる旨があります。PMS側で新知財システムに向けたデータ連携のための仕組みを準備いただける理解でよいでしょうか。また、どのような機能が概略をお示しいただけますでしょうか。 | PMS等に登録されている情報はAPIにて既存システムから提供します。 | 無 | |
| 3 | 仕様書(案) | 5, 8 | | 知財報告、知財管理の認証について、PMSでのログイン情報の連携は本調達側で定めた要件で、シングルサインオン機能自体は、貴機構にて別システムとして構築されており、当該システムの仕組みを活用して実現できるという認識でよろしいでしょうか。また、PMS側での改修や準備はいただける認識でよいでしょうか。 | NEDO職員ユーザについてはご認識のとおりです。 | 無 | |
| 4 | 仕様書(案) | 17 | | 要件定義は本事業に行うことから、そこでの貴機構のご要請の明確化、検討の結果、対応範囲や採用するソリューションが変更になる可能性があります。その場合、実現範囲・時期・費用等は協議の上変更、調整を要する可能性があると思定しますが、いかがでしょうか。 | 要件定義の結果、ソリューションが変更になる可能性があることは認識しております。その場合において、調整を要する可能性があることは認識しておりますが、基本的には契約時の範囲・時期・費用等での実行されるものと認識しております。 | 無 | |
| 5 | 仕様書(案) | 22 | | 移行データの準備（移行データ分析を受け、データクレンジング等の加工作業をしてシステム投入可能な状態にする作業）の主体をご教示ください。 また、現行PMSの受託事業者様及び発注者、受託者の作業分担についてお示し願います。 | 受注者の想定です。 | 無 | |
| 6 | 仕様書(案) | 29 | | 5.1(1)指名とありますが「氏名」の記載誤りかと思われます。 | ご指摘のとおりですので修正します。 | 有 | 「情報取扱者名簿」（氏名、）に修正する。 |
| 7 | 仕様書(案) | 21 | 3.5 | 本システムの構築に第三者製品やSaaSを活用する場合、弊社からのライセンス提供形態は、「サービス提供（弊社が使用权を保持）」と「再販（貴機構が使用权を保持）」の2通りがありますが、本調達の全工程において「再販」での提供が可能でしょうか。 | 再委託先からの再販は不可となります。 | 無 | |
| 8 | 仕様書(案) | 28 | 4.1 | 「なお、実施体制と役割、各役割に従事する実施者の氏名はプロジェクト計画書に記載し、「3.15.成果物の作成」に記載された納品期限までに提出すること」とありますが、「3.14. 成果物の作成」の記載誤りかと思われます。 | ご指摘のとおりですので修正します。 | 有 | 「3.14. 成果物の作成」に修正する。 |
| 9 | 仕様書(案) | 32 | 6.3 | 本業務において、一定のタイミングで工程を区切り検収を定め、工程ごとに工程管理基準に適合可否を確認していただくのが望ましいと考えますが、そのようなご提案は可能でしょうか。 | ご質問の件につきましては、契約締結後に応札者と調整のうえ、検収および請求のタイミングを決定させていただきます。 | 無 | |
| 10 | 仕様書(案) | 32 | 6.3 | 上記意見に関連し、工程を区切り、検収を完了したのちに、その工程の相当分を請求させていただくことは可能でしょうか。 | ご質問の件につきましては、契約締結後に応札者と調整のうえ、検収および請求のタイミングを決定させていただきます。 | 無 | |
| 11 | 仕様書(案) | 32 | 6.3 | 運用保守期間においては、運用・保守報告書の納品を経て月次で請求させていただくことは可能でしょうか。 | ご質問の件につきましては、契約締結後に応札者と調整のうえ、検収および請求のタイミングを決定させていただきます。 | 無 | |
| 12 | 仕様書(案) | 32 | 6.2 | 「契約不適合責任については、請負契約条項のとおりとする」とあります。請負契約条項の開示をお願いできますでしょうか。 | 本公示の際に開示いたします。 | 無 | |
| 13 | 仕様書(案) | 33 | 8.1 | 「受注者はシステムを構成する候補となる機器等について、あらかじめ発注者に一覧を記載したリストを提出」とありますが、提案書提出の前に提出が必要との認識で間違いはないでしょうか。その場合、提案書提出の何日程度前に提出が必要でしょうか。 | リストの提出は不要としますので仕様書の記載も修正いたします。 | 有 | 「システムを構成する候補となる機器等について、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない判断した場合には、」に修正する。 |

| 意見番号 | 文書名 | 頁番号 | 項目 | 意見 | 回答案 | 仕様書修正有無 | 修正内容 |
|------|--------|-----|-----------|--|--|---------|---|
| 14 | 仕様書(案) | 11 | 2.2 | NEDO担当職員による承認がありますが、複数段階の承認など、ワークフローの導入を要するような要件はありますか | 事前承認の申請書及び「承認書(案)」に対する承認可否は新知財システム外の文書管理システムでの決裁で行います。新知財システムは、確定した「承認書」を格納して、NEDOプロジェクト担当が委託先等に「承認書」を添付した通知を発信するのみです。(仕様書(案)11ページ、「(4)承認」の要件と図7を参照)、ワークフロー導入の要件はございません。 | 無 | |
| 15 | 仕様書(案) | 12 | 2.2 | 実施されたい検索条件や集計条件について主要な例をいただくことはできますでしょうか。(特に多用するもの、複雑・特殊なものが必要と想定しているものの例で結構です) | 検索条件の主要な例は添付資料をご参考ください。主要な集計条件例としては、年度単位での出願、登録、移転承認申請の件数を想定しております。 | 無 | |
| 16 | 仕様書(案) | 5 | 2.1 | PMSとのシングルサインオン機能を要件としてお示しいただいておりますが、シングルサインオン機能自体は、貴機構にて別システムとして構築されており、当該システムの仕組みを活用して実現できるという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |
| 17 | 仕様書(案) | 5 | 2.1 | 新知財システムを利用されるユーザ数(委託先及び職員数)をお示し願います。 | 現状のシステム利用者数は以下のとおりです。 委託先：16,000 職員数：1,500 | 無 | |
| 18 | 仕様書(案) | 9 | 2.2 | 想定されるデータ件数及び容量についてお示し願います。 | 2025年10月1日時点のデータ件数は仕様書に示しているとおりです。(3.7(2)移行データ分析) | 無 | |
| 19 | 仕様書(案) | 10 | 2.2.(3) | 「受領した知財様式には保存年限を設定できる」との要件をお示しいただいておりますが、様式単位で異なる保存年限を設定する理解でよろしいでしょうか。 また、設定された保存年限の期間中は全てオンラインで情報を保管する必要がありますでしょうか。 | 様式単位で異なる保存年限を設定可能であり、保存年限期間中はオンラインで情報を保管する必要があると理解ください。 | 有 | 「受領した知財様式単位に異なる保存年限が設定できること。知財の維持状況を踏まえて、保存年限は変更可能とすること。保存年限期間中は、オンラインで情報を保管できること。保存年限を徒過した知財様式を一括削除できるようにすること。」に修正する |
| 20 | 仕様書(案) | 17 | 3.4.(1).イ | 帳票要件(法定帳票の有無や本数)についてお示し願います。 | 法定帳票=税務署への提出書類との理解でよろしければ、知財様式に該当するものはございません。 | 無 | |
| 21 | 仕様書(案) | 17 | 3.4.(1).ウ | インターフェース先のシステム数及び連携頻度、データ内容についてお示し願います。 | 現状、3システムを想定しております。 | 無 | |
| 22 | 仕様書(案) | 21 | 3.6 | 受入テストは発注者主体で実施されるものと理解しております。テスト計画書(案)及びテスト仕様書(案)の作成は支援として理解できますが、一般的に受入テスト結果報告書の作成及び内容分析は発注者にて実施されるものと考えますので、見直しをご検討ください。 | 受入テストの実施は発注者ですが、その結果のとりまとめ、内容分析は受注者側にて実施することを想定しております。 | 無 | |
| 23 | 仕様書(案) | 22 | 3.7 | 現行PMS内の移行対象データに係るデータ項目数、内容及び件数(概数でも結構です)についてお示し願います。 | 仕様書の記載のとおりです。 | 無 | |
| 24 | 仕様書(案) | 22 | 3.7 | 現行PMS内に無い知財データについては、詳細が示されていないため、移行要否及び作業量の検討ができません。システム稼働後に発注者にて新知財システムに入力いただくものと考えますが、記載の明記をお願いします。 | 新知財システムへの入力等のデータ移行については受注者側の作業となります。データ量については仕様書に示しているとおりです。 | 無 | |
| 25 | 仕様書(案) | 24 | 3.10 | 本事業にはシステム運用保守も含まれておりますが、本項に示されている引継ぎとは、受注者からいつ、誰への引継ぎを想定すればよろしいでしょうか。 | 本契約期間が完了する前までに次の運用保守業者に引継ぎが行われる必要がございます。その前提を受け、引継ぎ計画等を両者にて検討いただく想定です。 | 無 | |

| 意見番号 | 文書名 | 頁番号 | 項目 | 意見 | 回答案 | 仕様書修正有無 | 修正内容 |
|------|--------|-----|---------|--|---|---------|------|
| 26 | 仕様書(案) | 25 | 3.14 | SaaS等で本要件を実現した場合に、全てを納品することが難しいものが含まれているものと考えます（ソースコード一式や実行プログラム一式など）。この点に配慮した内容に見直しをご検討願います。 | 仕様書に記載のとおり、「開発手法を提案の上で発注者が承認した場合は、成果物の種類、内容を変更することができる。」としておりますので、開発手法を示していただいたうえで成果物の変更については発注者と協議してください。 | 無 | |
| 27 | 仕様書(案) | 2 | 1.5 | 貴機構の受託事業の契約書上の知財の取扱いを踏まえ、受託者が外国人の場合、研究より生じた知的財産権を共有とし持ち分の50%を持ち、貴機構も権利者として知財を有することがありうると思われます。貴機構が権利者となる知財は仕様書2-3頁で定義される「知財管理」の対象ではない理解でいいでしょうか。 | 当機構が権利の一部を保有する知財についても、契約上、委託先は知財について当機構に報告する必要があります。また、日本パイドール制度の適用以降、委託事業の成果である知財が出願時から当機構に100%帰属することは基本的に想定しておりません。「知財管理」の対象は「NEDO委託事業の研究開発成果である知財すべて」とご理解ください。 | 無 | |
| 28 | 仕様書(案) | 19 | 3.4 | 業務継続設計として「システムバックアップ、データバックアップ」の記載がありますが、バックアップ頻度やバックアップの保管要件（保持期間、保持場所など）をご教授ください。 | 非機能要件については閲覧資料としてご提示いたします。 | 無 | |
| 29 | 仕様書(案) | 24 | 3.9 | 運用・保守のサービスレベルについて対応時間帯の目安（例えば9:00-18:00など）や回答目標時間（1営業日以内）などの目標値は定義されていますでしょうか。 | 運用・保守サービスの対応時間帯の目安は、平日9:00-18:00とお考えください。同サービスからの回答目標時間は1営業日以内が望ましいです。 | 無 | |
| 30 | 仕様書(案) | 24 | 3.9 | 成果物に「ヘルプデスク運用マニュアル」の記載がありますが、受注者側での専用ヘルプデスク体制の構築が必要などの運用要件はありますか。 | 非機能要件として閲覧資料を提示いたします | 無 | |
| 31 | 仕様書(案) | 5 | 2.1.(1) | 現行システム（PMS）の認証方式が、ID/パスワードのアプリ内認証が、シングルサインオン（SAML/OIDC等のIdP機能）かをご教示ください。シングルサインオンの場合、対応プロトコル、連携実績、必要設定と、アサクション/トークンで提供可能な属性をご提示ください。 | 現行PMSはID/パスワードによるアプリ内認証です。 | 無 | |
| 32 | 仕様書(案) | 5 | 2.1.(1) | 本調達に関連して、現行システム（PMS）側で実施可能な対応範囲をご教示ください（例：連携用APIの追加/拡張可否、データ出力・取込（オフラインのファイル連携含む）の可否、必要な設定変更の可否）。あわせて、制約条件（審査・調整の要否、改修が難しい時期、関係者/関係ベンダ調整の要否等）もご共有ください。 | 現行PMS等からのAPI連携は可能と考えています。 | 無 | |
| 33 | 仕様書(案) | - | - | 非機能要件（性能等）の記載がないため、提案内容にばらつきが出る懸念があります。利用規模の目安や重要画面の許容待ち時間等を前提として記載いただくことが望ましいと考えます。 | 非機能要件については閲覧資料としてご提示いたします。 | 無 | |
| 34 | 仕様書(案) | 17 | 3.4.(1) | 受注者がクラウドを選定する前提において、利用不可のクラウド/リージョンなどの制約があればご共有ください。あわせて、クラウド調達も本案件の範囲に含み、クラウドサービス提供者側の障害に起因する提供遅延や停止については受注者のSLAの適用範囲外として扱う、と解釈してもよろしいでしょうか。 | クラウドに制約はございませんがガバメントクラウド相当を想定しております。また、リージョンについては基本的に国内を想定しております。また、調達範囲についてはご認識のとおりです。SLAの適用範囲についてはご認識のとおりですが、SLOとしてはクラウドを含めた稼働率99.9%を求めます。 | 無 | |
| 35 | 仕様書(案) | 18 | 3.4.(3) | 運用保守の前提（問い合わせ窓口、夜間休日対応の要否、ユーザー作業の担当等）を、差し支えない範囲で記載いただくことが望ましいと考えます。 | 非機能要件として閲覧資料を提示いたします | 無 | |
| 36 | 仕様書(案) | - | - | システム間連携について、オンライン/API・オフライン/ファイル連携の実績や制約、HUB/連携基盤の有無、接続手続きの有無をご教示ください。 | APIとファイル連携は想定しており、接続手続き等の準備をしますが、詳細については実際の設計・開発時に精緻化することを想定しております。 | 無 | |
| 37 | 仕様書(案) | 5p | 2.1.(1) | ログイン認証成功後に必要な二段階認証は、新環境に認証サーバ構築の上、Okta認証やWindowsHelloなどを用いる方式でもよろしいでしょうか。 | 基本的にアプリ等の認証用ツールを用いない方法で二段階認証を実施することを想定しております。認証用ツール等を用いる場合は、事業者ユーザがその認証方式を利用可能であり、かつメールによる二段階認証よりもメリットがあることを示したうえでご提案ください。（事業者ユーザにアプリダウンロード等の過大な負担をかけることは想定しておりません） | 無 | |
| 38 | 仕様書(案) | 7p | 2.1.(3) | 知財様式のデータをグループ化してツリー状に表示することは、新知財システムとは別のBIツールを使用したご提案でもよろしいでしょうか。 | 一連の知財手続きが一目で確認でき、それぞれの作業工程のステータスが可視化されることを想定しております。その実現のためにBIツールを用いることを否定することはございません。 | 無 | |

| 意見番号 | 文書名 | 頁番号 | 項目 | 意見 | 回答案 | 仕様書修正有無 | 修正内容 |
|------|--------|-----|-------------|---|---|---------|---|
| 39 | 仕様書(案) | 8p | 2.1.(4) | ファイル添付有無に限らず、画面上に「ファイルを添付したか確認してください」などのガイダンス文を表示するご提案でもよろしいでしょうか。 | ファイルを添付されていない場合の警告メッセージとして、ファイル添付の有無に限らず、「ファイルを添付したか確認してください」などのガイダンスを画面表示することも結構です。 | 無 | |
| 40 | 仕様書(案) | 9p | 2.1.(7) | アクセス権付与の権限範囲については、貴機構で取り纏めてID発行先を選定いただく運用はいかがでしょうか。 | 再委託先の権限範囲については委託先で取り纏めていただく想定です。 | 無 | |
| 41 | 仕様書(案) | 11p | 2.2.(4) | 「承認書(案)」の自動作成はword形式ではなく、Excel形式でもよろしいでしょうか。 | Excel形式でもかまいませんが、文書作成にあたって、セルの高さや幅に応じて文字の大きさや一文の表示幅が自動調整されてしまうなど、表計算ソフトで発生し得る書式上の不具合を設定で回避いただけますと幸いです。 | 有 | 「申請書の情報に基づいて、NEDOが委託先等に送付する「承認書(案)」をword形式等で自動作成できること。」に修正する。 |
| 42 | 仕様書(案) | 13p | 2.2.(8) | メニュー構成において、並び替えやメニュー名等が変更可能な画面を設けることに一部制限を設けてもよろしいでしょうか。 | ご意見のとおり一部制限を設けていただいて問題ございません。 | 無 | |
| 43 | 仕様書(案) | 13p | 2.3 | 2段階認証に対して、項番1と同様の内容となります。 | 基本的にアプリ等の認証用ツールを用いない方法で二段階認証を実施することを想定しております。認証用ツール等を用いる場合は、事業者ユーザがその認証方式を利用可能であり、かつメールによる2段階認証よりもメリットがあることを示したうえでご提案ください。(事業者ユーザにアプリダウンロード等の過大な負担をかけることは想定しておりません) | 無 | |
| 44 | 仕様書(案) | 13p | 2.3 | PWポリシーは仕様内でご指定いただくことは可能でしょうか。 | パッケージの仕様等を考慮したうえで契約後に指定させていただきます。 | 無 | |
| 45 | 仕様書(案) | 13p | 2.3 | 連続した認証失敗を検知した場合は、一定時間、認証を受け付けないこと及びアラートは、新環境に認証サーバ構築の上実現する方式でもよろしいでしょうか。 | その方式で構いません。 | 無 | |
| 46 | 仕様書(案) | 14p | 2.3 | データベースやバックアップについてAES256などの暗号化はパスワードなど秘匿性の高い情報に限定してもよろしいでしょうか。 | 暗号化する情報の範囲は限定しません。 | 無 | |
| 47 | 仕様書(案) | 8 | 2.1.(4) | 「(4)知財様式入力●要件」において、知財様式の画面についてPDF形式等によりダウンロードできることとありますが、JPEG形式も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | 知財様式画面の出力形式として、PDF形式が可能であれば、JPEG形式は必須ではありません。 | 有 | 「知財報告のエビデンスとして、特許出願書類や特許序データベースの登録情報画面等の電子ファイル(PDF形式等)を添付することができること。」に修正する。 |
| 48 | 仕様書(案) | 11 | 2.1.(4) | 「(4)承認●要件」において、申請書の条件に基づいて、NEDOが委託先等に送付する「承認書(案)」をWord形式で自動作成できることとありますが、Word形式のみではなくExcel形式での自動作成でも問題ないでしょうか。 | Excel形式でもかまいませんが、文書作成にあたって、セルの高さや幅に応じて文字の大きさや一文の表示幅が自動調整されてしまうなど、表計算ソフトで発生し得る書式上の不具合を設定で回避いただけますと幸いです。 | 有 | 「申請書の情報に基づいて、NEDOが委託先等に送付する「承認書(案)」をword形式等で自動作成できること。」に修正する。 |
| 49 | 仕様書(案) | 17 | 3.4.(2)～(5) | 本システムをクラウドサービスで提供する場合、アプリケーション等はサービスとして定義され、要件定義後にFit&Gapを実施し設定中心で構築するため、「設計手法は現時点では案となるため、受注者が開発手法を提案の上で発注者が承認した場合は設計手法は変更できる」との文言を追記すべきと考えます。 | SaaSやパッケージでのご提案の場合、成果物は変わるものと認識しており、3.14(1)で「発注者が承認した場合は、成果物の種類、内容を変更することができる」と記載しておりますので、追記はいたしません。 | 無 | |
| 50 | 仕様書(案) | 32 | 6.2. | 契約不適合の期間については、発注者が発見後1年以内に受注者へ通知することができるという契約条項を想定しておりますが、実際に費用積算する場合、有識者等を配置したサポート体制の維持含め、非現実的な高額な費用になるのが実態のため、検収後1年以内とすべきと考えます。 | 契約条項の変更予定はないため、本調達時に示す契約条項を確認してください。 | 無 | |